

横浜市立谷本中学校 保護者と教職員の会 規約

第1章 名称・所在地

第1条 本会は横浜市立谷本中学校「保護者と教職員の会(PTA)」と称し、事務所を同校内(横浜市青葉区梅が丘5)に置く。

第2章 目的

第2条 本会の目的は次のとおりとする。

- 第1項 学校・家庭・地域社会における生徒の福祉を向上する。
- 第2項 民主社会の市民としての教養を高め、民主的教育に対する理解を深めるため、成人教育ならびに社会教育を盛んにする。
- 第3項 保護者と教職員と地域社会の協力を促進し、生徒の心身の健全な発達を図る。
- 第4項 学校の教育的環境の整備を図る。

第3章 方針

第3条 本会の方針は次のとおりとする。

- 第1項 本会は教育を本旨とする自主独立の民主的団体であって、他のいかなる団体の干渉も受けず、またいかなる営利的・宗教的・政党的事業にも関係しない。
- 第2項 本会は学校をめぐる教育的課題について討議し、学校の教育的課題を助けるために意見を具申し、参考資料を提供する。但し学校の管理・人事には干渉しない。

第4章 会員・入退会

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- 第1項 次の者は、本会の会員資格を得る。
 - ・本校在籍生徒の保護者、またはこれに代わる者。
 - ・本校の教職員。
- 第2項 本会への入会希望者は、入会届を提出する。入会届の様式は、細則で規定する。
- 第3項 本会の退会は、次の規定に従う。
 - ・卒業または離任により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもって退会とする。退会届提出の必要はない。
 - ・転居または意思により退会する者は、退会届を提出する。退会届の様式は、細則で規定する。

第5章 会計

第5条 本会の経費は、会費とその他の収入をもって充てる。

第6条 会費は毎年度予算に定めるところによる。会費納入について減免の必要がある場合は、運営委員会の認めるところによる。

第7条 本会の経理は総会で議決された予算に基づいて行い、決算は会計監査を経て総会に報告し承認されなければならない。本会の会計日は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員・会計監査役

第8条 本会には次の役員・会計監査役をおき、その活動内容は次のとおりとする。

- ・会長1名(保護者)
本会を代表し、会務を総括し、総会並びに運営委員会の運営を司る。
- ・副会長2名(保護者)
会長を補佐し、会長が不在の際は代理を務める。
- ・書記2～3名(保護者1～2名及び教職員1名)
総会並びに運営委員会の議事の記録及び各文書作成・印刷、連絡事務を担当する。

- ・会計2～3名(保護者1～2名及び教職員1名)
本会の収支を正確に記録し、会計監査を経て、総会に決算報告をする。
 - ・会計監査役2名(保護者)
会計監査役はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 第9条 役員・会計監査役の任期は1年とし、再任を妨げない。役員・会計監査役に欠員が生じた場合は補充する。任期は残任期間とするが、1月以降は空席とする。
- 第10条 役員・会計監査役及び全委員の兼任は認めない。ただし運営委員会が認める場合はこの限りでない。

第7章 役員・会計監査役の選出

第11条 役員・会計監査役の選出の方法は、次のとおりとする。

- 第1項 保護者会員については立候補及び会員からの推薦を原則とする。教職員については学校側に一任する。
- 第2項 年度末までに選出状況を会員に知らせ、書面総会にて承認を求める。

第8章 総会（定期総会・臨時総会・書面総会）

第12条 年度初め、会長の招集により定期総会を開き、次のことを審議する。

- ・前年度決算報告及び活動報告の承認
- ・本年度予算及び活動計画の審議
- ・その他必要事項

第13条 臨時総会は全会員の1/4以上の要求があった場合または運営委員会が必要と認めるときまたは本部役員が学校と協議し必要と認められた場合に開かれる。

第14条 定期総会及び臨時総会は全会員の1/5以上の出席(委任状含む)をもって成立し、その決議は出席人員過半数以上の賛成を得るものとする。

第15条 書面総会は全会員の過半数以上の賛成を得るものとし、次のことを審議する。

- ・新役員及び新会計監査役の承認
- ・その他必要事項

第9章 運営委員会

第16条 運営委員会は役員・各常任委員会の正副委員長(またはその代理者)・校長・副校長によって構成され、必要に応じて会長が招集する。

第17条 運営委員会の役割は次のとおりとする。

- ・各委員会によって立案された活動計画を審議・検討
- ・総会提出報告書を作成
- ・予算及び決算を審議・検討
- ・必要に応じて特別委員会を設置
- ・規約実施にあたり必要な細則を制定

第18条 運営委員会は委員の半数以上の出席がなければ成立しない。また総会につぐ議決機関である。

第10章 委員会

第19条 委員会は常任委員会と特別委員会とする。但し、特別委員会については第17条による。

第20条 常任委員会を次のとおりおく。各委員会の活動内容は、運営委員会で検討・決定できるものとする。

校外委員会・校内委員会・広報委員会・バザー実行委員会・選考委員会

第21条 常任委員会の委員選出方法と構成は次のとおりとする。

- 第1項 常任委員会は一般選出委員・部活動選出委員・担当教職員で構成する。一般選出委員は全保護者会員から選出し、部活動選出委員は各部活動より選出する。
- 第2項 校外委員会・校内委員会・広報委員会・選考委員会は一般選出委員で構成する。
- 第3項 バザー実行委員会は出店する部活動に所属する保護者会員とその他希望する保護者会員で構成する。

第4項 次の事項は細則で規定する。

- ・一般選出委員の人数
- ・部活動選出委員の人数
- ・各常任委員会の委員の要件と人数

第5項 各常任委員会は委員の互選により委員長1名以上・副委員長1名以上を置く。

第22条 校長・副校長はすべての委員会に出席して意見を述べることができる。

第23条 各常任委員会の役割は次のとおりとする。

第1項 校外委員会は、地域社会と連携し活動する。

第2項 校内委員会は、学校行事をサポートする。

第3項 広報委員会は、PTAの広報活動を行う。

第4項 バザー実行委員会は、PTA主催バザーを企画運営する。

第5項 選考委員会は、次年度の本部役員の選出を行う。

第11章 会員登録カード・個人情報の取扱

第24条 本会への入会にあたって、保護者は会員登録カードの必要事項に記入し提出する。

第25条 会員登録カードは役員・会計監査役・常任委員会委員の選出の参考とする。

第26条 会員の個人情報は、別に定める個人情報保護方針に沿って適切に取り扱う。

第12章 谷本中PTA主催バザー

第27条 谷本中PTA主催バザーの部活動収益金について、各部での収益金は売上に準じて各部活動費として還元する。

第13章 規約改正・その他

第28条 本会の規約改正は総会の議決を必要とする。

【附則】

- ◎ 会員及び生徒の慶弔については別に規定する。
- ◎ 本規約は昭和56年2月13日より実施する。
 - ※ 本規約は、平成10年4月17日より、一部改正し、実施する。
 - ※ 本規約は、平成12年5月8日より、一部改正し、実施する。
 - ※ 本規約は、平成20年2月21日より、一部改正し、実施する。
 - ※ 本規約は、平成22年2月24日より、一部改正し、実施する。
 - ※ 本規約は、平成23年2月23日より、一部改正し、実施する。
 - ※ 本規約は、平成24年2月23日より、一部改正し、実施する。
 - ※ 本規約は、平成24年5月23日より、一部改正し、実施する。
 - ※ 本規約は、平成25年2月26日より、一部改正し、実施する。
 - ※ 本規約は、平成25年5月15日より、一部改正し、実施する。
 - ※ 本規約は、平成27年1月26日より、一部改正し、実施する。
 - ※ 本規約は、令和元年11月25日より、全部改正し、実施する。
 - ※ 本規約は、令和4年1月20日より、一部改正し、実施する。

【細則】

- ◎ 地区とは、藤が丘1丁目・藤が丘2丁目A・藤が丘2丁目B・梅が丘・さつきが丘・つつじが丘・しらとり台の7地区をいう。
- ◎ 入会届は、会員登録カードとする。会員登録カードの提出をもって、入会が成立するものとする。
- ◎ 退会届は書面とし、書式は自由とするが、保護者氏名、生徒氏名、学年、組、退会日は明記することとする。
- ◎ 校外委員会は、一般選出委員より、しらとり台(2)つつじが丘(2)梅が丘(2)さつきが丘(1)藤が丘1(1)藤が丘2A(1)藤が丘2B(1)の計10名を目安に構成する。
- ◎ 校内委員会は、一般選出委員より、各学年4名ずつ12名を目安に構成する。
- ◎ 広報委員会は、一般選出委員より、6名以上を目安に構成する。
- ◎ バザー実行委員会は、出店部活動より、2名ずつ(うち1名は2年生以上)で構成する。た

だし部員数が10名以下の部活動は1名(原則として2年生以上)とする。また、生徒が出店部活動に所属していない会員は、希望すれば所属できる。

◎ 選考委員会は、一般選出委員より、3名程度を目安に構成する。

※ 本細則は、平成7年4月21日より、一部改正し、実施する。

※ 本細則は、平成22年2月24日より、一部改正し、実施する。

※ 本細則は、令和元年5月10日より、一部改正し、実施する。

※ 本細則は、令和元年11月25日より、全部改正し、実施する。

※ 本細則は、令和4年1月20日より、一部改正し、実施する。